

ダイオキシン類対策特別措置法の概要

H21.4

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

1 施策の基本とすべき基準（法6条、7条）

(1) 耐容1日摂取量（TDI） 4ピコグラム（人の体重1kgあたり）

人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日あたりの摂取量（2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量として表した値）

(2) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を維持する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。

（平成14年7月22日環境庁告示第46号）

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること
水質	1 pg-TEQ/l 以下であること
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下であること
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下であること

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

2 届出が必要な特定施設

(1) 大気特定施設（法施行令 別表1） ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出する施設

	特定施設の種類	規模等
1	焼結炉(銑鉄製造の用に供する焼結鉍を製造するもの)	原料の処理能力 1t/時以上
2	製鋼の用に供する電気炉	変圧器の定格容量1,000KVA以上
3	亜鉛の回収(製鋼用電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)用の焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/時以上
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくずを使用するものに限る。)用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉 原料の処理能力 0.5t/時以上 溶解炉 容量が1t以上
5	廃棄物焼却炉(焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、その合計)	火床面積 0.5m ² 以上 又は焼却能力 50kg/時以上

廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、火床面積又は焼却能力は各々の合計とします。

(2) 水質特定施設（法施行令 別表2）ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

特定施設の種類		
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバ이트法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち排ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設	イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキンの製造の用に供する施設	イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジンドロ[3, 2-b:3', 2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設	イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち右に掲げるもの及び廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃PCB等(PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。)又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾンの保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水、廃液又は汚水、廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	

3 排出基準（法8条）

排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案し、特定施設の種類及び構造に応じてダイオキシン類の量（2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算したもの）についての許容限度とされています。

○2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性への換算（施行規則3条）

施行規則別表3の異性体の測定量ごとに同表に掲げる係数を乗じた数量を合計したものとします。

(1) 大気排出基準

(単位:ng-TEQ/m³N)

号	特定施設の種類	新設施設基準	既設施設基準	
1	焼結鋳製造用焼結炉	0.1	1	
2	製鋼用電気炉	0.5	5	
3	亜鉛回収用焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	1	10	
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	1	5	
5	廃棄物焼却炉	4,000kg/h以上	0.1	1
		2,000kg/h以上4,000kg/h未満	1	5
		2,000kg/h未満	5	10

※1 廃棄物焼却施設に2基以上の焼却炉が設置されている場合、火床面積又は焼却能力は各々の合計とする。

※2 廃棄物焼却炉については酸素濃度12%補正、焼結施設については酸素濃度15%補正を行う。

※3 既存施設とは、法施行の日(平成12年1月15日)に設置又は設置工事に着手しているもの。

(2) 水質排出基準

(単位:pg-TEQ/l)

特定施設の種類	基準値
令別表第2第1号から第19号までに掲げる施設	10

(3) 廃棄物焼却炉のばいじんの処理（法24条）

廃棄物焼却炉（特定施設）から排出される集じん機によって集められたばいじん、焼却灰、燃え殻の処分を行う場合は、ばいじん等に含まれるダイオキシン類の量が基準以内となるように処理しなければなりません。

1. ダイオキシン類の量の基準(施行規則7条の2) 3 ng-TEQ/g

2. 経過措置

平成12年1月15日において現に設置され、又は設置の工事がされている焼却炉から排出されるばいじん等については、次の方法により処分を行えば基準を適用しない。

- a. セメント固化設備を用い重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜ十分に養生して固化する方法
- b. 薬剤処理設備を用い十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

- c. 酸その他溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、溶出液中の重金属を沈殿させ、沈殿物及び脱水処理に伴って生じる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、または精錬工程において重金属を回収する方法

4 設置者による測定（法 28 条）

(1) 測定回数、方法等

特定施設の設置者は、毎年 1 回以上、大気基準適用施設では排出ガス、水質基準適用事業場では排出水のダイオキシン類の量について測定しなければなりません。

廃棄物焼却炉の測定を行う場合は、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻のダイオキシン類の量について、測定を行わなければなりません。

ア. 排出ガス、排出水：排出基準の測定方法に同じ(日本工業規格 K0311 他、K0312)

イ. 焼却灰、燃え殻等：廃棄物焼却炉のばいじんの処理に定める測定方法に同じ

(2) 報告等

大気、水質基準適用事業場の設置者は、前項の規定により測定を行ったときは、その結果を報告しなければなりません。前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた測定の結果を公表するものとされています。

※ 福岡市内のダイオキシン類対策特別措置法特定施設から排出されるダイオキシン類の自主測定結果は、市役所ホームページの「学ぼう！つなごう！福岡の環境」中のお知らせに掲載しています。

(<http://kankyo.city.fukuoka.jp/eco/data/index.html>)

5 実施の制限等

(1) 計画変更命令（法 15 条）

特定施設の設置又は構造等の変更届出があった場合、排出ガス、排出水に含まれるダイオキシン類の量が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内において、計画の変更又は計画の廃止を命ずることができます。

(2) 実施の制限（法 17 条）

ア. 特定施設の設置又は構造等の変更届出をした場合、その届出が受理された日から 60 日を経過したあとでない設置、構造等の変更をしてはなりません。

イ. 特定施設の設置、構造等の変更届出の内容が相当であると認めるときは期間の短縮ができます。

(3) 改善命令等（法 22 条）

排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法、発生ガス等の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができます。

6 事故時の措置（法 23 条）

(1) 事故の考え方

特定施設の設置者は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気、公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければなりません。

(2) 通報義務

事故の場合には、特定施設の設置者は、直ちに状況を通報しなければなりません。事故が発生した場合、特定事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

7 届出関係

法の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通の計2通を提出してください。

事 項	届出種類	届 出 内 容	提出期限
特定施設を設置しようとするとき (法12条)	特定施設設置(使用、変更)届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 (2) 特定事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類 (4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の使用の方法 (6) 排出ガス、廃液及び汚水の処理方法 (7) 添付書類 ①ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮 ②運転管理に関する事項 ③緊急連絡用の電話番号その他連絡方法 ④大気:排出ガスの発生、処理の系統図、排出ガスの測定箇所 ⑤水質:用水及び排水の系統	着手予定年月日の60日前
構造等 届出内容の(4)～(6)を変更しようとする場合 (法14条)			
氏名等 届出内容の(1)、(2)を変更した場合	氏名等変更届	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地	変更のあった日から30日以内に提出
施設の使用を廃止した場合	廃止届	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) ばい煙発生施設の種類	廃止した日から30日以内に提出
施設を承継した場合	承継届	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) ばい煙発生施設の種類 (8) 被承継者の氏名、名称、住所	承継した日から30日以内に提出

提出、問い合わせ先

福岡市役所環境局環境保全課

中央区天神1丁目8番1号(本庁舎13階) 〒810-8620

電話 092-733-5386 F A X 092-733-5592